

広島県告示第千四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

令和七年十二月十八日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三次全快堂薬局	三次市十日市南五丁目九番二二号	令和七年一〇月三一日
石井医院	東広島市八本松町正力二二四七一一	令和七年六月三〇日
吉田全快堂薬局	安芸高田市吉田町吉田六九六番地一	令和七年一〇月三一日